大阪府保健医療企画課在宅医療推進G

**在宅医療普及促進事業　Q＆A集**

|  |
| --- |
| Ｑ１（事業目的）事業の目的は何か。 |

Ａ１：

在宅医療に携わる医療従事者等の理解を促進すること。

また、その結果、患者や家族が、医療従事者から適切な情報提供（説明）を受け、在宅医療の選択肢を知り、意思決定できる状態をめざします。

|  |
| --- |
| Ｑ２（補助対象経費、期間）経費の対象の経費及び期間は、研修実施までになるのか。 |

Ａ２：

　本研修は、医療従事者等を対象に、上記（A１）目的の研修等の活動に必要な経費を補助します。研修等に必要な経費の中には、研修の周知や実施だけでなく、研修後の事務処理（研修アンケートの集計、質問の受付、研修成果物の作成）等も含みます。

　従って、補助対象期間は、これらの一連の事業を実施される期間となります。

ただし、年度ごとの事業であるため、事業の期間及び経費は事業年度内（令和６年度の場合は、令和６年4月1日～令和７年3月３１日）の範囲となります。

　※事業計画書や交付申請書の提出日が４月２日以降の場合でも、補助対象期間は４月1日からになります。

|  |
| --- |
| Ｑ３（研修事例の紹介について）研修事例をホームページに掲載することになるのか。 |

Ａ３：

　在宅医療の理解を促進するため、先行事例をホームページに掲載することで、府内の医療機関等の今後の在宅医療の研修等啓発事業の参考にしていただきたいと思っています。そのため、補助事業の実績報告書等の一部を大阪府ホームページに公表することもあります。

|  |
| --- |
| Ｑ４（講師の謝礼等について）講師や研修協力者の謝礼、旅費はどこまで認められるのか。 |

Ａ４：

　講師や研修協力者の謝礼、旅費については、それぞれの機関での謝礼基準などをもとに、経費を支出してください。謝礼基準がない場合、大阪府の謝礼基準に沿った経費で支出してください。

|  |
| --- |
| Ｑ５（作成する冊子等について）補助金活用して本事業に関する冊子等を作成してもよいか。 |

Ａ５：

　本事業に関する内容のものであれば申請可能です。ただし、事業に必要とされる部数のみ補助対象とします。

|  |
| --- |
| Ｑ６（購入物について）購入する物品に上限額はあるのか。 |

Ａ６：

　物品の単価が１０万円を超える場合、備品扱いとなり、本事業の補助対象外になります。また、購入品が中古品であった場合、単価が１０万円を超えていなくても補助対象外になるので、ご注意ください。

|  |
| --- |
| Ｑ７（委託について）事業の一部を委託予定だが、必要な書類等はあるか。 |

Ａ７：

　委託に係る見積書を提出してください。また、見積額が適切であるか確認いたしますので、仕様書もしくは見積依頼時に提示した条件をまとめたものを提出ください。

|  |
| --- |
| Ｑ８（証拠書類について）補助事業に係る証拠書類とはどのようなものか。 |

Ａ８：

　証拠書類とは、領収書や振込明細書等、実際に支払ったことが分かる書類を指します。納品書や請求書は証拠書類ではないので、ご注意ください。

また、事業完了日の属する年度の終了後10年間保管してください。

|  |
| --- |
| Ｑ９（昨年度の補助活用者について）昨年度も本事業を活用した場合、今年度も申請できるのか。また、申請が可能な場合でも採択の優先順位は低くなるのか。 |

Ａ９：

　　昨年度の交付実績に関係なく申請は可能です。

　　ただし、申請多数の場合は、予算の範囲内で調整を行います。